

## (付) 令和9年度三重県立高等学校への志願学区外及び県外からの入学志願者等取扱要項

「三重県立高等学校通学区域に関する規則」（昭和33年三重県教育委員会規則第13号。以下「通学区域に関する規則」という。）に規定する、保護者の居住する住所の属する学区又は当該学区に隣接する学区（以下「志願学区」という。）外及び県外からの高等学校への入学志願については、「通学区域に関する規則」第3条第2項、第4条及び第5条並びに本取扱要項及び「保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項」の定めるところによる。

### 1 県内居住者の志願学区外の高等学校への入学志願について

#### 1 入学志願のできる者

- (1) 保護者が本人の志願先高等学校の属する志願学区に転住した者、又は令和9年3月31日までに転住することの確実な者
- (2) その他特別な理由のある者

#### 2 入学志願に係る申請手続

- (1) 提出書類
  - ・「通学区域外高等学校入学志願許可申請書」（様式12）（2部）
  - ・志願学区外への入学志願の理由を確実に証明する書類並びに保護者及び本人の住民票の写し

#### (2) 提出先

三重県教育委員会事務局高校教育課

#### (3) 提出期間

##### ア 前期選抜

- (ア) 出願書類受付期間前に入学志願許可書の交付を希望する場合  
令和8年12月7日（月）から令和9年1月8日（金）までに郵送又は持参する。
  - ※ 郵送する場合は簡易書留とし、提出締切日の消印のあるものを有効とする。
  - ※ 持参する場合は12月29日（火）～1月1日（金）並びに土曜日及び日曜日は除く。

- (イ) 出願書類受付期間に入学志願許可書の即時交付を希望する場合  
令和9年1月22日（金）または1月25日（月）に持参する。

##### イ 後期選抜

- (ア) 出願書類受付期間前に入学志願許可書の交付を希望する場合  
令和9年1月26日（火）から2月15日（月）までに郵送又は持参する。
  - ※ 郵送する場合は簡易書留とし、提出締切日の消印のあるものを有効とする。
  - ※ 持参する場合は土曜日、日曜日及び休日は除く。
- (イ) 出願書類受付期間に入学志願許可書の即時交付を希望する場合  
令和9年2月22日（月）または2月24日（水）に持参する。

### 2 県外からの三重県立高等学校への入学志願について

#### 1 入学志願のできる者

- (1) 保護者が入学を志願する高等学校の属する志願学区に転住した者、又は令和9年3月31日までに転住することが確実な者
- (2) 保護者の居住する都道府県に入学を志願する学科を設置する高等学校がない者
- (3) 高等学校への出願について隣接する府県と締結している協定により三重県立高等学校に志願できる者
- (4) 「保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項」に定める高等学校に入学を希望する者（ただし、尾鷲市、熊野市及び南牟婁郡に所在する高等学校については、志願学区内に転住せずに保護者の居住する住居から通学する者も入学志願できる。）
  - ※ 前期選抜（スポーツ特別枠選抜含む）及び後期選抜のみとする。
- (5) 高等学校の定時制課程に入学を希望する者で、入学の期日までに本県に転住又は勤務することが確実な者
- (6) 高等学校の通信制課程に入学を希望する者で、入学の期日までに本県に転住することが確実な者
- (7) その他特別な理由がある者

## 2 入学志願に係る申請手続〔2〕・1・(3)に該当する者を除く)

全日制課程への志願者は三重県教育委員会教育長、定時制課程、通信制課程への志願者は志願先高等学校長の承認を得ること。ただし、再募集以降は、いずれの課程への志願者も志願先高等学校長の承認を得ることとする。

### (1) 保証人に係る手続〔2〕・1の(2)又は(4)のいずれかに該当する者)

入学志願する者の保護者は、以下の手続を行う。

- ・「保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項」に定める保証人の役割を果たすことができる者に、保証人となることを依頼する。
- ・志願先高等学校長に保証人を立て出願したい旨を申し出るとともに面接の依頼及び面接日時等を調整する。
- ・11月27日(金)から入学志願許可申請手続までに、「保証人届(様式15)」及び保証人の住民票を志願先高等学校長に提出し、保証人が面接を受ける際に原則として同席する。

### (2) 申請に係る手続

#### ア 提出書類

- ・「三重県立高等学校入学志願許可申請書」

全日制課程 - - - - - 様式13-1 (前期選抜及び後期選抜) (2部)

様式13-2 (再募集)

定時制課程、通信制課程 - - - - 様式13-2

- ・保護者及び本人の住民票の写し
- ・県外からの入学志願の理由を確実に証明する書類〔2〕・1の(1)、(5)、(6)、(7)のいずれかに該当する者)
- ・「保証人届(様式15)」(志願先高等学校長の副申済のもの)及び保証人の住民票の写し〔2〕・1の(2)又は(4)のいずれかに該当する者)

#### イ 提出先

(ア) 全日制課程 - - - - - 前期選抜及び後期選抜は三重県教育委員会事務局高校教育課  
再募集は志願先高等学校長

(イ) 定時制課程、通信制課程 - - - - 志願先高等学校長

#### ウ 提出期間

##### (ア) 全日制課程

###### ○ 前期選抜

- ・出願書類受付期間前に入学志願許可書の交付を希望する場合  
令和8年12月7日(月)から令和9年1月8日(金)までに郵送又は持参する。  
※ 郵送する場合は簡易書留とし、提出締切日の消印のあるものを有効とする。  
※ 持参する場合は12月29日(火)～1月1日(金)並びに土曜日及び日曜日は除く。

- ・出願書類受付期間に入学志願許可書の即時交付を希望する場合  
令和9年1月22日(金)または1月25日(月)に持参する。

###### ○ 後期選抜

- ・出願書類受付期間前に入学志願許可書の交付を希望する場合  
令和9年1月26日(火)から2月15日(月)までに郵送又は持参する。  
※ 郵送する場合は簡易書留とし、提出締切日の消印のあるものを有効とする。  
※ 持参する場合は土曜日、日曜日及び休日は除く。

- ・出願書類受付期間に入学志願許可書の即時交付を希望する場合  
令和9年2月22日(月)または2月24日(水)に持参する。

###### ○ 再募集

- 令和9年3月17日(水)から3月18日(木)までに郵送又は持参する。  
※ 郵送する場合は簡易書留とし、受付締切期限までに必着とする。

##### (イ) 定時制課程、通信制課程

- ※ 郵送する場合は簡易書留とし、受付締切期限までに必着とする。
- ※ 持参する場合は土曜日、日曜日、休日は除く。

- 前期選抜 令和9年1月22日（金）から1月26日（火）まで
- 後期選抜 令和9年2月22日（月）から2月24日（水）まで
- 再募集 （定時制課程）令和9年3月17日（水）から3月18日（木）まで

### 3 その他

- (1) 高等学校への出願について隣接する府県と締結している協定により三重県立高等学校に志願できる者〔2〕・1・(3)に該当する者〕は、〔2〕・2の手続を要しない。ただし、出身中学校等の校長は、本人の住所、名前並びに志願する高等学校名、課程名及び学科・コース名を下記の期日までに三重県教育委員会事務局高校教育課に提出する。（土曜日、日曜日、休日は除く。）
- 前期選抜 令和9年1月22日（金）から1月25日（月）まで
  - 後期選抜 令和9年2月22日（月）から2月24日（水）まで
  - 再募集 令和9年3月17日（水）から3月18日（木）まで
- (2) 後期選抜の出願受付締切後に、「保護者の転勤に伴う一家転住」を事由とする志願者があった場合、特例として出願を志願変更受付締切時まで認める。（提出書類及び提出先は〔2〕・2・(2)と同様とし、提出期限は全日制課程については令和9年3月4日（木）まで、定時制課程、通信制課程については令和9年3月3日（水）までとする。）

### 〔3〕 県内居住者で令和8年度に県外の中学校等を卒業する者の入学志願について

#### 1 入学志願のできる者

従前から本県内に保護者とともに居住する者で、令和8年度に県外の中学校等を卒業する者

#### 2 入学志願に係る申請手続

- (1) 提出書類
- ・「三重県立高等学校入学志願届出書」（様式14）
  - ・保護者及び本人の住民票の写し
- (2) 提出先  
志願先高等学校長
- (3) 提出期間（土曜日、日曜日、休日は除く。）
- 前期選抜 令和9年1月22日（金）から1月26日（火）まで
  - 後期選抜 全日制課程 令和9年2月22日（月）から2月25日（木）まで  
定時制課程・通信制課程 令和9年2月22日（月）から2月24日（水）まで
  - 再募集 令和9年3月17日（水）から3月18日（木）まで

### 〔4〕 志願学区外に居住する県内居住者の、「通学区域に関する規則」別表特例に定める高等学校への入学志願について

#### 1 入学志願のできる者

- (1) 全日制の課程のうち普通科（スポーツ科学コースを除く。）及び理数科（松阪高等学校理数科を除く。）以外の学科並びに定時制の課程及び通信制の課程に入学を希望する者
- (2) スポーツ特別枠選抜に志願する者
- (3) 「保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項」に定める高等学校に入学を希望する者（「保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項」別表に対象部活動が示されている高等学校に入学志願する場合は、当該部活動に入部する意志が確実な者とし、入学できる人数は、県外から入学できる生徒の数に含むものとする。）

#### 2 その他

- (1) 〔4〕・1・(3)に該当する者は、「三重県立高等学校入学志願届出書」（様式14）を出願関係書類に添付する。
- (2) スポーツ特別枠選抜において合格内定とならなかった者が、前期選抜の合格内定基準に達している場合には、前期選抜の志願者として合格内定とすることができる。
- ただし、「保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項」に定める高等学校の普通科において、前期選抜の志願者として合格内定とすることができる者の数は県外から入学できる生徒の数に含むものとする。